

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
41	<p>3.5.3. 地域活動支援センターⅢ型運営費補助金 指摘事項10 ○補助基準額の算定について 補助基準額のうち地域交流・連携事業に係る補助額については、要領別表 1 において活動に要する経費として36万円を上限とすると規定されている。経費の内訳については「地域交流・連携事業計画書」, 「地域交流・連携事業実績書」が提出されているが、いずれの法人も36万円を要する経費としている。経費の内容としては祭り町内会費, 参加費, 地域活動支援センター開放事業, 運動会などが計上されている。これらの経費については、実支出額の確認がされていないことから、補助上限の36万円ではなく実支出予定額を記載することを求めるとともに、町内会費などについては地域交流・連携事業活動として計上すべき経費であるかどうかの吟味し、実支出額の確認も行うべきである。</p>	<p>交付申請時に、地域交流・連携事業計画書については、補助上限の36万円ではなく、実際の実支出予定額の記載を求めてまいります。</p> <p>また、精算時においても、実支出額の記載を求めた上で、実支出額に基づく精算を行い、実支出額が36万円を下回った場合は精算(返還)を求めてまいります。</p> <p>地域交流・連携事業活動として認められる対象経費の基準を検討し、対象経費の明確化に努めてまいります。</p> <p>(障がい福祉課)</p>	<p>○措置済</p> <p>平成28年度補助金申請受付前に対象団体に対し、地域交流・連携事業活動の対象経費を明示した上で注意事項を通知し、提出された予算書が適切であることを確認しました。</p> <p>また、平成27年度分清算書の精査を行い、返還を要する事業所の無い事を確認しました。</p> <p>(障がい福祉課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
41	<p>3.5.3. 地域活動支援センターⅢ型運営費補助金 指摘事項11 ○経費の実支出額等の把握について</p> <p>補助額については、補助基準額と経費の実支出額から寄附金その他の収入額を減じた額のいずれか低い額とされており、収支精算書をもって精算をしているが、経費の実支出額については法人の収入を限度にし、収支がマイナスにならないように記載されている。また、法人の決算書上の勘定科目との対応関係も明確でない。加えて、寄附金その他の収入額についても決算書の金額と一致していない場合がある。法人によっては収益事業を営んでいる場合もあり、補助対象事業の経費と収益事業の経費とを区分する必要があるが、区分された決算書の入手がされておらず経費の実支出額等の把握が不十分となっている。正確な実支出額等の把握と、担当者以外の第三者視点も鑑みて、補助額の精算手続についての精度向上を図る必要がある。</p>	<p>精算時における正確な実支出額の把握方法等について検討を進め、精算手続の精度向上に努めてまいります。</p> <p>(障がい福祉課)</p>	<p>○措置済</p> <p>各法人からの決算書の提出を受け、清算書との整合性の精査を行いました。</p> <p>平成28年度以降の清算においても決算書との精査を引続き行い制度の向上を図ります。</p> <p>また、精査においては、複数人での確認作業を行い精度向上に努めてまいります。</p> <p>(障がい福祉課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
42	<p>3. 6. 1. 盛岡市社会福祉事業団事務局運営費補助金 指摘事項12 ○対象経費の定義について</p> <p>補助対象経費としては「事業団の事務局の運営に要する経費」と定義されているが、具体的な勘定科目などについては定められておらず、運用上、予算編成基準に基づき具体的に科目が特定されている。補助金の目的に即した経費の補助を行うためには、要綱上で補助対象経費の具体的な科目を特定するとともに、予算の範囲内で、具体的に必要額を規定し補助する必要がある。</p> <p>また、補助対象経費に役員報酬，理事長慶弔費，事務局員以外の福利厚生費（健康診断等）及び退職金，固定資産に計上すべき修繕費が含まれていることから，補助対象経費としての妥当性について見直しが必要である。</p>	<p>補助対象経費については，補助の趣旨を踏まえ，要綱上で明確にした上で必要額を補助するようにしてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（地域福祉課）</p>	<p>○措置済</p> <p>平成29年度当初予算編成の中で，補助金の対象経費を明確化し，補助対象経費については，補助の趣旨を踏まえ，要綱上で科目を示しながら必要な運営費を補助します。</p> <p style="text-align: right;">（地域福祉課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 商工観光部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
56	<p>3. 11. 1. (公財) 盛岡市勤労者福祉サービスセンター運営費補助金 指摘事項 22 ○補助金対象経費について 盛岡市勤労者対策費等事業補助金交付要領においては補助対象経費として「運営等に要する経費」となっているだけで詳細な規定がされていない。また、上限額970万円となっているが積算根拠として保存されているものはなく毎年の予算に基づく要望額となっており、ルールに基づいた見直しが行われていない。減価償却費、租税公課、役員報酬、祝い金等を支給するための共済掛け金などについても補助対象となっていることから見直しが必要である。 いわゆる利益である一般正味財産増減額は100万円を超える黒字となっており、結果として、自主財源で賄える部分についても補助金が交付されていることになっている。利益相当額についての補助金は過剰な補助と考えられることから、法人運営の自立性を促すために、補助対象経費を明確に定めるとともに補助率の引下げについても検討する必要がある。</p>	<p>盛岡市勤労者福祉サービスセンターに対する補助金は、今後盛岡市勤労者対策費等事業補助金交付要領に補助対象経費の項目を盛り込み明確化してまいります。 また、補助率の引下げについては、今後会員数の推移と収支内容等を確認しながら検討してまいります。 (経済企画課)</p>	<p>○措置済 平成28年度から、盛岡市勤労者対策費等事業補助金交付要領に、補助対象とする経費の項目を示し明確化しております。 なお、減価償却費、租税公課、役員報酬、祝い金等を支給するための共済掛け金などは、補助対象外としております。 また、補助率の引き下げについては、会員数の推移や収支状況等を踏まえ、毎年度精査してまいります。 (経済企画課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 商工観光部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
56	<p>3. 11. 2. (公社) 盛岡市シルバー人材センター事業費補助金 指摘事項 23 ○補助金対象経費について 補助金対象経費として「運営等に要する経費」となっているだけで詳細な規定がされていない。また、上限額950万円となっているが積算根拠として保存されているものはなく毎年の予算に基づく要望額となっており、ルールに基づいた見直しが行われていない。減価償却費、租税公課、役員報酬などについても補助対象となっていることから見直しが必要である。</p> <p>いわゆる利益である一般正味財産増減額は200万円を超える黒字となっており、結果として、自主財源で賄える部分についても補助金が交付されていることになっている。利益相当額についての補助金は過剰な補助と考えられることから、法人運営の自立性を促すためにも、補助対象経費を明確に定めるとともに補助率の引下げについても検討する必要がある。</p>	<p>市のシルバー人材センターに対する補助金は、別途国がシルバー人材センターに対して行う補助事業が地方自治体に応分の負担を求めていること、市及び国の補助金は連動していることから、補助対象経費については国の補助事業で定められている内容と同一であると考えています。しかしながら、盛岡市勤労者対策費等事業補助金交付要領に補助対象経費の項目を規定していないことから、今後は、当該要領に補助対象経費の項目を盛り込み明確化してまいります。</p> <p>また、補助率の引下げについては、国が定める高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）執行方針の動向を伺いながら検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（経済企画課）</p>	<p>○措置済 平成28年度から、盛岡市勤労者対策費等事業補助金交付要領に、補助対象とする経費の項目を示し明確化しております。</p> <p>なお、減価償却費、租税公課、役員報酬などは、補助対象外としております。</p> <p>また、補助額については、国が定める高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）執行方針及びシルバー人材センターの事業計画等を踏まえ、毎年度精査してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（経済企画課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 市民部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
88	<p>3.18.1.（公財）盛岡市体育協会運営事業補助金 指摘事項31 ○補助金交付要領について 要領が存在しないため、補助金の目的や対象事業、対象経費などが明確でなく、評価が難しい。また、上限の定めが明確となっていない。また、既に作成されているものについても、具体的な補助の目的及び、対象事業又は対象経費、効果評価の基準等を明確にし、PDCAサイクルの基礎とすることが望まれる。</p>	<p>具体的な補助金の目的、対象事業、対象経費、効果評価の基準等について検討を進め、補助金交付要領を制定してまいります。 （スポーツ推進課）</p>	<p>○措置済 具体的な補助金の目的、対象事業、対象経費、効果評価の基準等について定める補助金交付要領を平成29年4月1日付けで制定することとしました。 （スポーツ推進課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 市民部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
89	<p>3.19.1.（公財）盛岡市文化振興事業団運営費・事業費補助金 指摘事項32 ○補助金交付要領について 要領が存在しないため、補助金の目的や対象事業、対象経費などが明確でなく、評価が難しい。また、上限の定めが明確となっていない。また、既に作成されているものについても、具体的な補助の目的及び、対象事業又は対象経費、効果評価の基準等を明確にし、PDCAサイクルの基礎とすることが望まれる。</p>	<p>具体的な補助金の目的、対象事業、対象経費、効果評価の基準等について検討を進め、補助金交付要領を制定してまいります。 （文化国際室）</p>	<p>○措置済 具体的な補助金の目的、対象事業、対象経費、効果評価の基準等について定める補助金交付要領を平成29年4月1日付けで制定することとしました。 （文化国際室）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 商工観光部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
94	<p>3.21.1.（公財）盛岡観光コンベンション協会事業費補助金 指摘事項33 ○補助金交付要領について 要領は存在するものの、補助金の目的や対象事業、対象経費などが明確でなく、評価が難しい。また、上限の定めが明確となっていない。また、既に作成されているものについても、具体的な補助の目的及び、対象事業又は対象経費、効果評価の基準等を明確にし、PDCAサイクルの基礎とすることが望まれる。公益目的事業会計において「委託料」が31,358千円、「支払負担金」が1,876千円、「支払助成金」が858千円、また、法人会計において「支払負担金」が1,119千円計上されているが、補助金の対象経費となるか検証すべきである。</p>	<p>補助金交付要領の制定に当たり、補助金の目的や対象事業、対象経費などを明確にするとともに、補助金の上限を定めるよう検討してまいります。また、公益目的事業会計における委託料、支払負担金及び支払助成金については、詳しい資料の提出を求め、補助対象経費としての計上の可否を検討してまいります。 （観光交流課）</p>	<p>○措置済 （公財）盛岡観光コンベンション協会からの報告を基に、補助金の対象事業、対象経費について整理し、これを基に、補助金交付要領において補助金の目的や対象事業、対象経費を明確化するとともに、充当する補助金の上限を定めたところです。 また、公益目的事業会計における委託料、支払負担金及び支払助成金、法人会計における支払負担金についても、詳しい資料の提出を受け、補助対象経費としての計上の可否を検討し、整理したところです。 （観光交流課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 商工観光部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
96	<p>3. 21. 2. つなぎ温泉観光協会事業費補助金</p> <p>指摘事項 34</p> <p>○補助金交付要領について</p> <p>要領は存在するものの、補助金の目的や対象事業、対象経費などが明確でなく、評価が難しい。また、上限の定めが明確となっていない。また、既に作成されているものについても、具体的な補助の目的及び、対象事業又は対象経費、効果評価の基準等を明確にし、PDCAサイクルの基礎とすることが望まれる。</p>	<p>補助金交付要領の制定に当たり、補助金の目的や対象事業、対象経費などを明確にするとともに、補助金の上限を定めるよう検討してまいります。</p> <p>(観光交流課)</p>	<p>○措置済</p> <p>つなぎ温泉観光協会からの報告を基に、補助金の対象事業、対象経費について整理し、これを基に、補助金交付要領において補助金の目的や対象事業、対象経費を明確化するとともに、充当する補助金の上限を定めたところです。</p> <p>(観光交流課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第6項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 市民部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
97	<p>3.22.1.（公財）盛岡国際交流協会事業 指摘事項35 ○補助金交付要領について 要領が存在しないため、補助金の目的や対象事業、対象経費などが明確でなく、評価が難しい。また、上限の定めが明確となっていない。また、既に作成されているものについても、具体的な補助の目的及び、対象事業又は対象経費、効果評価の基準等を明確にし、PDCAサイクルの基礎とすることが望まれる。</p>	<p>具体的な補助金の目的、対象事業、対象経費、効果評価の基準等について検討を進め、補助金交付要領を制定してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（文化国際室）</p>	<p>○措置済 平成28年度において、具体的な補助金の目的、対象事業、対象経費を定めた補助金交付要領を制定しました。</p> <p style="text-align: right;">（文化国際室）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ： 補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
32	<p>3.4.2. 老人クラブ活動費補助金</p> <p>意見 2</p> <p>○補助金を上回る繰越金について</p> <p>老人クラブの内いくつかでは、補助金収入を上回る繰越金を有しているクラブが存在している。補助金を規程に基づき支給することについては、補助金の公平性の観点からは問題はないが、必要性のない補助金の交付は行うべきではない。単純に繰越金が補助金を上回っているからといって補助金が必要でないということとはできないが、繰越金が豊富な老人クラブについては補助金を上回っている繰越金について合理的な理由があるかを確認する必要がある。支出のなかに積立金などが含まれている場合には繰越金と分ける必要性やその残高についても確認が必要である。また、要綱で補助金交付要件を定め、補助金交付の必要性の有無及び補助金減額の検討をする規定・手続を設けるべきである。</p>	<p>補助金を上回る繰越金を有しているクラブについては、申請時に繰越金の合理的な理由の有無について確認してまいります。その結果、見直しの必要があると判断された場合には、市老人クラブ活動費補助金交付要綱の補助金交付の必要性の有無及び補助金減額に関する規定・手続等について検討を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(長寿社会課)</p>	<p>○措置済</p> <p>平成29年度の補助金から、補助金を上回る繰越金を有するクラブについては、クラブ経営の実情や積立金の有無などの理由を確認することとしました。合理的な理由が認められない場合には、クラブに対し注意喚起及び指導を行い、適切な補助金交付となるようにしてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(長寿社会課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 市民部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
51	<p>3.8.1. 盛岡市防犯協会事業費補助金</p> <p>意見 5</p> <p>○会計・決算報告について</p> <p>盛岡市防犯協会をはじめ各地区連合会についても決算報告としては収支計算書のみ作成されている。しかし、補助金を交付していること、特別会計を有するなど単純ではないことから、任意団体であり収益事業を行っていないとしても、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し現金、預金、貯蔵品等の財政状態や会費、補助金等の収益から運営管理費、事業費等の費用を差し引いた損益状況を明らかにする必要があると考えられるため、会計・決算報告で作成する計算書類についても、拡充を促すべきと考える。</p> <p>また、盛岡西地区防犯協会連合会においては自動販売機を設置するなどして200万円を超える収益を計上しており、法人税法上の収益事業に該当すると考えられ、法人税等の確定申告が必要となるが申告がなされていない状況である。補助金の再交付先の会計であっても、補助金が交付されていることに差異はないことから、適正な会計処理の確保についても推進すべきである。</p>	<p>計算書類の拡充については、協会職員による対応が現時点では困難であります。今後検討を進めてまいります。</p> <p>盛岡西地区防犯協会連合会の収益については、適正な会計処理をするよう当該団体を指導してまいります。</p> <p style="text-align: center;">（くらしの安全課）</p>	<p>○措置済</p> <p>会計・決算報告で作成する計算書類の拡充については、年度末現在の財産状況を明らかにする財産目録を作成するとともに、収支計算書のみで損益状況が明らかになるように、収支計算書に特別会計収支も記載するよう改めることといたします。</p> <p>盛岡西地区防犯協会連合会の収益については、監査結果の内容を伝え適正な会計処理するよう指導いたしました。</p> <p>なお、当該団体では平成28年度から自動販売機を撤去し、現在、収益事業はありません。</p> <p style="text-align: center;">（くらしの安全課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 商工観光部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
91	<p>3. 20. 1. 商工会議所事業補助金</p> <p>意見20</p> <p>○少額補助金について</p> <p>少額補助であっても公益性の審査，効果の測定等は必要とされるが，補助金を交付するための事務作業等の費用と補助金による効果を勘案すると，補助金を廃止することも検討する必要がある。例えば，「労務対策費」の3千円，「税制問題対策研究費」18千円などは，相当に少額であるが，例えば100千円未満の事業については費用対効果を良く考慮すべきであると考えられる。</p>	<p>少額補助の費用対効果について検討を行ってまいります。</p> <p>(経済企画課)</p>	<p>○措置済</p> <p>平成29年度の補助金交付にあたり，小額事業の費用対効果を勘案し，減額等の見直しを行いました。今後も定期的に費用対効果を検証し，補助金交付に反映させてまいります。</p> <p>(経済企画課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 商工観光部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
91	<p>3. 20. 1. 商工会議所事業補助金 意見21 ○上限額による補助金交付について 補助額は積算の形式となっているが、補助金交付額は上限額と同額の33,463千円であり、上限額に合わせる形で各積算額は調整されている。市の財政的な理由による一律カットの一環として過去に減額はしているものの、打ち切り補助金という側面が強いと思われる。上限を超えないことはもちろんであるが、公費を最大限効率的に使用するという観点から、補助上限額による規制と合わせ、補助効果の確認を各種事業ごとに行い、積算の形骸化を予防する必要がある。</p>	<p>公益性の審査、効果の測定を実施するとともに、補助効果の確認を各種事業ごとに行うことを徹底してまいります。 （経済企画課）</p>	<p>○措置済 平成29年度の補助金交付にあたり、要望された各種事業ごとの補助効果を勘案し、補助額の見直しを行いました。今後も定期的に費用対効果を検証し、補助金交付に反映させてまいります。 （経済企画課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 商工観光部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
95	<p>3.21.1. (公財) 盛岡観光コンベンション協会事業費補助金 意見28 ○補助額の固定化について 固定的な補助金交付については、見直しをするルールを定め、毎年度その交付の可否や金額について慎重に決定することで、不必要な補助や過大な補助をなくし、補助額の根拠を明らかにしていく必要がある。</p>	<p>補助金交付が固定的な金額となっていることから、補助金の目的や対象事業、対象経費などを勘案し、毎年度その交付の可否や金額について慎重に決定するようにしてまいります。 (観光交流課)</p>	<p>○措置済 (公財) 盛岡観光コンベンション協会からの報告を基に、補助金の対象事業、対象経費について整理し、補助金交付要領を見直したところであり、今後においては、当該要領に基づき、補助金の目的や対象事業、対象経費などを勘案し、毎年度、交付の可否や金額について慎重に決定してまいります。 (観光交流課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 商工観光部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
96	<p>3. 21. 2. つなぎ温泉観光協会事業補助金</p> <p>意見 29</p> <p>○補助額の固定化について</p> <p>固定的な補助金交付については、見直しをするルールを定め、毎年度その交付の要否や金額について慎重に決定することで、不必要な補助や過大な補助をなくし、補助額の根拠を明らかにしていく必要がある。</p>	<p>補助金交付が固定的な金額となっていることから、補助金の目的や対象事業、対象経費などを勘案し、毎年度その交付の要否や金額について慎重に決定するようにしてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（観光交流課）</p>	<p>○措置済</p> <p>つなぎ温泉観光協会からの報告を基に、補助金の対象事業、対象経費について整理し、補助金交付要領を見直したところであり、今後においては、当該要領に基づき、補助金の目的や対象事業、対象経費などを勘案し、毎年度、交付の要否や金額について慎重に決定してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（観光交流課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。